

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）（抄）（第一条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（四類感染症） 第一条の二 法第六条第五項第十一号の政令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。 一〇七 （略） 八 サル痘 九 ジカウイルス感染症 十 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。） 十一〇 三十四 （略）</p>	<p>（四類感染症） 第一条の二 法第六条第五項第十一号の政令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。 一〇七 （略） 八 サル痘 九 （新設） 十 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。） 十一〇 三十三 （略）</p>

